

ワーキンググループ設置・解散基準

2018年5月22日の理事会にて頂戴したご意見、それに加えて2018年6月13日開催された臨時理事会で頂戴した皆様からのコメントを基にワーキンググループ（以下、「WG」）の設置及び解散の基準案を作成いたしました。部会WGは従来通りのWGのイメージです。

横断WGは、定款で定められている委員会と役割が重複している部分があります。従って運営委員会において、横断WGか委員会か、どちらがそのテーマと活動にふさわしいかを審議する必要があります。運営委員会の審議の結果横断WGを設置した場合は、理事会へ事後報告をします。運営委員会で委員会の設置が必要だと結論が出た場合は、理事会での審議を行い、決議を経て設置となります。

横断WGの権限に関しては、主査が定款第14条で定められている業務執行理事か否かで異なります。

1. WGの種類

WGはその役割などを勘案し、以下の二つに大別する。

- ① 特定の部会に属する WG（以下、「部会WG」）
- ② 特定の部会に属さないWG（以下、「横断WG」）

2. WG 新設希望時の申請方法

WGの種類により、以下の通りとする。なお申請の際には別途定める書式の申請書を作成・提出することとする。

1. 部会 WG
 - (ア) 会員が対象部会の部会長に申請する
2. 横断WG
 - (ア) 会員あるいは部会長が事務局に申請する
 - (イ) 事務局が当該WG設置の議案を運営委員会に提出する

3. WG 新設申請の審査・承認

WGの種類により、以下の通りとする。

1. 部会 WG
 - (ア) 部会にて当該WGの設置是非を審議する
 - (イ) 部会長承認により設置決定の場合、運営委員会に事後報告する
2. 横断WG
 - (ア) 運営委員会にて設置是非を審議するが、設置目的を鑑み横断WG又は定款で定められている委員会、どちらが適切なかを審議する。
 - (イ) 運営委員会にて横断WGの設置が承認された場合、理事会に事後報告する
 - (ウ) 横断WGではなく、委員会がふさわしいと運営委員会で結論が出た場合は、理事会での審議が必要とされるので、事務局から理事会に議案を提出し、理

事会にて委員会設置の是非を審議する。

なお横断 WG の主査（設置する場合は主査代理も）は運営委員会あるいは理事会の判断により、申請とは異なる人員を指名できるものとする。

4. WG 活動の報告義務

WG の種類により、WG主査あるいは主査代理による報告義務を以下の通りとする。

1. 部会 WG
 - (ア) 定例の部会にて報告する
 - (イ) 定例の部会よりも早く報告が必要な場合は、部会 ML や部会長に適宜報告する。
2. 横断WG
 - (ア) 定例の運営委員会および理事会にて報告する
 - (イ) 定例の会合よりも早く報告が必要な場合は、事務局に報告し、事務局から運営委員会および理事会に報告する。

注：報告の際には会合の議事録または活動報告書などを併せて提出すること。

なお WG の作成した資料などの成果物を対外的に公表する際は、事前に理事会の承認を得ることとする。

5. WG に付与する権限

WG の種類により、以下の通りとする。

1. 部会 WG
 - (ア) 当該部会を代表して他団体や行政、個別企業等（以下、「外部」と協議・交渉などを実施できる。
 - (イ) 部会長あるいは副部会長が WG 主査を務める場合は、協議・交渉における決定権を付与する。
 - (ウ) 部会長あるいは副部会長が WG 主査を務めない場合は、協議・交渉における決定権は付与しない（※ 都度、部会に諮る）
2. 横断WG
 - (ア) JAIPA を代表して外部と協議・交渉などを実施できる。
 - (イ) 担当業務執行理事がWGの主査を務める場合は、協議・交渉における決定権を付与する。
 - (ウ) 担当業務執行理事がWGの主査を務めない場合は、協議・交渉における決定権は付与しない（※都度、運営委員会に諮る）。

6. WG の解散

WG の種類により、WG の解散条件は以下の通りとする。

1. 部会 WG
 - (ア) 部会にて当該 WG の役割が終わったと判断されたとき。
 - (イ) 部会長が当該 WG を解散すべきと判断し、運営委員会に報告したとき。
 - (ウ) 運営委員会あるいは理事会が当該 WG を解散すべきと決議したとき。

2. 横断WG

(ア) 運営委員会あるいは理事会が当該 WG の解散を決議したとき

以上

別紙：WG 設置申請時に必要な情報

- WG の目的、趣旨
- タイムテーブル
- 予想される成果、アウトプット
- 主査、主査代理（設置する場合）
- 主な参加者

（案）部会WGの主査は一般会員であれば就任できる。横断WGは業務執行理事、理事、部会長が就任出来るが、付与される権限が異なる。